

地方独立行政法人たつの市民病院機構
訪問看護ステーションれんげの運営に関する要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人たつの市民病院機構が開設する訪問看護ステーションれんげ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務及び実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供に当たる。

(2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

(訪問看護の内容)

第4条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第5条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当

該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その規定の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費その他の訪問看護に要する額は、別表のとおりとする。

別表（第5条関係）

区分	金額
第6条に規定する通常の実施区域を超えて行う指定訪問看護の交通費	実施区域を超えた地点から自宅までの距離が片道5km以内440円（税込）、片道5kmを超えた場合に1km毎に88円（税込）を加算する
指定訪問看護の提供と連続して行われた死後の処置料	7,700円（税込）

（事業の実施地域）

- 第6条 通常の事業の実施地域は、たつの市・太子町・姫路市（網干区・余部区・勝原区・大津区）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第7条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うことができる。
- 2 看護師等は、利用者の希望に応じて365日24時間対応する。

（運営についての留意事項）

- 第8条 ステーションは、看護職員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 看護職員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 看護職員等は、退職後も業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（苦情・ハラスメント処理）

- 第9条 事業所は、訪問看護の提供に係わる利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする

（個人情報の保護）

- 第10条 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施することとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画）

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第13条 感染症の予防及びまん延防止のため、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質を向上させる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。